

「中小企業者資格取得支援事業」

従業員の資格取得に最大10万円を補助

高崎商工会議所では、高崎市と連携し、市内中小企業者の生産性の向上と人材育成を目的に、業務に関わる全ての資格取得を対象として、補助できる制度の実施を予定しています。（高崎市令和7年度予算成立後）

■ 対象事業者

高崎市内に事業者がある中小企業基本法第2条に位置付けられる中小企業者

※事業所が高崎市内にあり、かつ他市にも事業所がある場合、高崎市内の事業所のみ対象となります。

■ 対象資格

- ① 職業能力開発促進法に基づく技能検定
例) 造園、金型製作、建具製作、ウェブデザインなど
- ② 国家資格等
例) フォークリフト運転技能者、土木施工管理技士、電気主任技術者、大型・二種等自動車免許など
- ③ 団体等が認定する資格等
例) 簿記検定、溶接技能者評価試験、インテリアコーディネータなど
- ④ その他事業主が認める業務に必要な資格等（語学検定など）

■ 対象経費

令和7年度に実施される資格試験等の受検料、資格を取得できる講習会受講料

※従業員が業務に必要な資格取得に係る費用（受検料等）で事業主が負担するもの

■ 補助額

補助率：10／10

1社あたり、最大10万円まで（交付申請後の増額は認められません）

■ 申請期間

●郵送：令和7年4月1日（火）～7日（月）の消印の申請のみ有効

※持参の場合は令和7年4月1日（火）～となります。

（申請が予算額に達した場合、受付できないことがありますのでご了承ください。）

■ 手続き

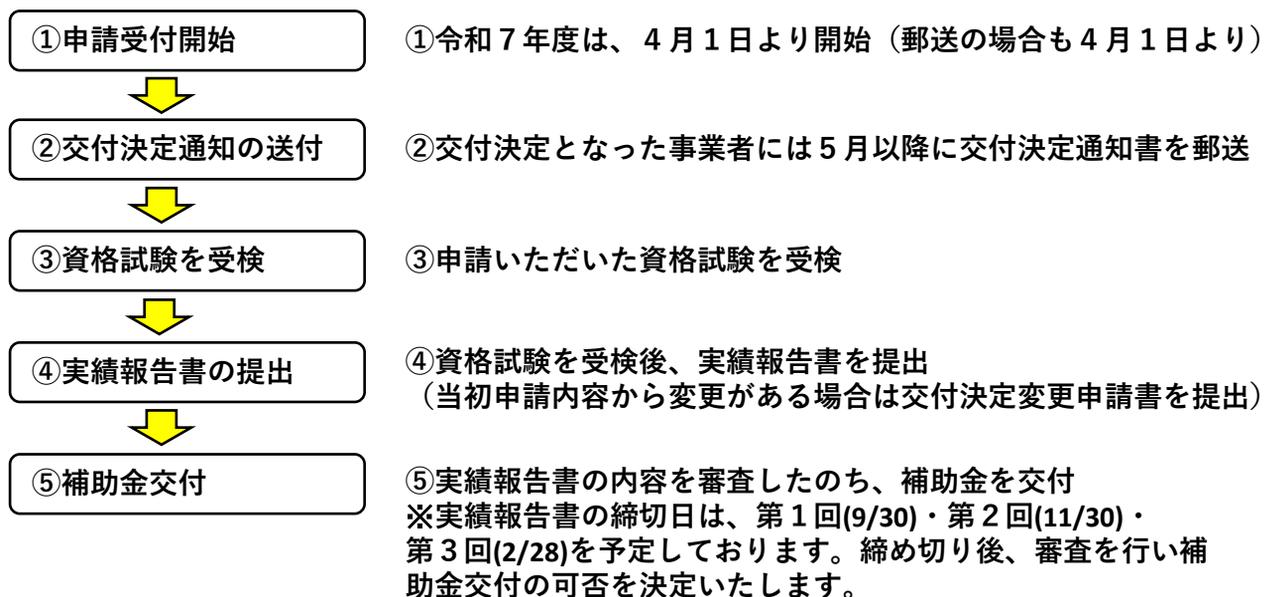
所定の交付申請書と下記添付書類を添えて、高崎商工会議所に郵送または持参。
土・日・祝日の持参やメール、FAX等での提出は受付できません。

添付書類

- ・申請者の被雇用者であることを証明する書類
(健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書などの写し)
- ・受検手数料等がわかる書類
(資格名称と金額が明示されているものなど)

※申請書は、高崎商工会議所ホームページ (<https://www.takasakicci.or.jp/>) よりダウンロードしてください。
または、高崎商工会議所、高崎市役所産業政策課、まちなか経済情報センターならびに各商工会で配布しております。

■ スケジュール



【申込み・問合せ先】

〒370-8511

高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所

会員サービス課 中小企業者資格取得支援事業係

電話：027-361-5171

(平日 8:45~17:30)